

全法労協 だより

2015年
8月20日
No.100

全国法律関連労組連絡協議会
東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル 4階
法律会計特許一般労組気付 (〒101-0044)
TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281
<http://www.hou-kan.com/>

目次

全法労協第29回定期総会を開催	1
うみたまご&温泉に行こう 九州プロ in 大分 ...	8

全法労協第29回定期総会を開催

2015年7月18～19日 千葉・幕張国際研修センター

全法労協は7月18～19日、千葉市内で11都道府県58名が参加して第29回定期総会を開催しました。総会には全法労協未加盟の岐阜青年ユニオンぎふコラボ分会及び経理センター労組(東京)から参加しました。

幹事会を代表して挨拶に立った松田龍治副議長は、安倍政権の暴走を糾弾し、「そのなかでもとりわけ重大で緊急を要する課題が『安保関連法案(戦争法案)』です。この16日、安倍政権は『国民の理解は深まっていない』と認めながらも、衆議院で与党の数の力を頼りに、戦争法案を可決しました。このことに満身の怒りを込め断固糾弾、抗議したいと思いません。この戦争法案が国会に提出されてから約2カ月。戦争か平和かをめぐって、戦後最大の岐路を迎えています。この法案は審議すればするほど世論調査で「法案反対」の数字が増え、戦争法案への疑問や批判、反対の声が高まるなか、NHKとNNN、『朝日』の世論調査でいずれも、安倍内閣に対する支持率と不支持率が逆転しました。それでも衆院で与党単独採決強行した安倍政権与党。法案成立阻止へ、さらに国民の大きな声を広げ、追い詰めていかねばなりません。」と訴えました。



幹事会を代表して挨拶する松田副議長

総会では、議案の報告・提案のあと、2日間で17名が発言しました。また、2日目には約3時間にわたり、4つの分散会に分かれて討論を行いました。

総会は議案を全体の拍手で採択するとともに、第29期役員を選出しました。最後に、特別決議及び総会宣言を採択し、閉会しました。

なお、5名の来賓が総会に臨席され、それぞれ激励と連帯の挨拶をいただくとともに、4団体からメッセージが寄せられました。

ご挨拶をいただいたご来賓

- 鈴木 守 様 (自由法曹団 千葉支部長)
- 広瀬 清 様 (千葉県労働組合連合会 事務局次長)
- 新居崎 俊之 様 (法律事務職員全国研修センター 筆頭理事)
- 中島 崇博 様 (法律事務員全国連絡会 幹事)
- 畑野 君枝 様 (日本共産党 衆議院議員)

メッセージをお寄せいただいた団体

- 全国労働組合総連合 様、全司法労働組合 様、日本国民救援会中央本部 様、日本弁護士連合会 様

*** 全体討論（発言者・テーマ） ***

- ❖ 大内美紀^{さん}（法律会計特許一般労組） 法会労の春闘の取り組みについて
- ❖ 佐川 史^{さん}（福岡法律関連労組） アンケート対話運動について
- ❖ 亀井清夏^{さん}（奈良法律事務員労組） 法テラス訴訟について
- ❖ 子安まゆみ^{さん}（千葉法律関連労組） 千葉法律関連労組の活動について
- ❖ 喜久山アコ^{さん}（東海地域法律関連労組） 司法書士法人杉山事務所争議の勝利和解について
- ❖ 谷 千尋^{さん}（法律会計特許一般労組） 法会労の組織化の活動について
- ❖ 富田宏史^{さん}（京都法律関連労組） 組合活動の魅力—京法労での15年間を振り返って
- ❖ 佐瀬桂^{さん}（法律会計特許一般労組） 法会労で取り組んでいる争議について
- ❖ 荒川拓朗^{さん}（大阪法律関連労組） 組織拡大の取り組みについて
- ❖ 玉井智美^{さん}（岐阜青年ユニオン） 職場の状況と団体交渉などについて
- ❖ 平山沙織^{さん}（旭川地方法律関連労組） 旭川地方法律関連労組のかつどうについて
- ❖ 小西浩子^{さん}（福岡法律関連労組） 不利益変更・賃金切り下げとのたたかいについて
- ❖ 平井佑佳^{さん}（京都法律関連労組） 京法労・東西分会の活動について
- ❖ 丸山賢太郎^{さん}（全労連全国一般神奈川地本・法律合同分会） 法律合同分会の活動について
- ❖ 伊藤次彦^{さん}（法律会計特許一般労組） 法会労の憲法改悪阻止の取り組みについて
- ❖ 原 知秀^{さん}（全労連全国一般神奈川地本・法律合同分会） メンタルヘルス学習会について
- ❖ 大畠 仁^{さん}（大阪法律関連労組） 税理士事務所での争議について

*** ** 分散会討論 *** **

第1分散会 労働組合の活動と運営

座長 阿部花織・山谷和大

第1分散会では、まず各自の自己紹介の際に、自分がこの分散会で聞きたいことをあげてもらい、それを集まった質問を基に議論を進めていくことにしました。

まず挙がったのは、個人事務所で働く労働者が集まった分会では、どのように連帯を維持しているのか、という質問について議論しました。その中では、毎年一回班会を公開している所や、分会を交流メインの場とし、互いに愚痴を聞き、悩みを出し合って、言いたいことをはき出してスッキリした気持ちで帰ってもらう、分会が精神的なよりどころとなる雰囲気作りに重点を置いているという所、小規模事務所の労働者だけで交流会を開いているという所がありました。また、分会になかなか来られない労働者に対しては、メールでのやり取りを頻繁にし、分会に来られない時は近況報告をメールでもしてもらおうようにしている所や、会議には来られなくても、ピラ作りや広報誌のレイアウトをお願いすることで、メンバーをつなぎ止めているという所がありました。

次に、組合の財政問題（節約していること、金策の方法、増収や組合員の維持をどうしているか等）について議論しました。そこでは、加入初年度の組合費を1,000円にして組合員の維持を図っている所や、分会に配分するお金を削って節約している所、アンケートについて郵送を控え、その分ポスティングに切り替える箇所を増やした所、未組織者に対する一斉発送を年2回から1回に減らしている所や、機関誌をPDF化してメールリストを活用し、紙の量を減らして節約している所、バザーでの売上げを行動費の足しにして増収を図っている、といった意見が出されました。

続いて組合員の増やし方について議論しました。その中では、ホームページやメールマガジ

ンの充実、SNSページの整備拡充など、未組織者からのアクセス方法を充実させている所や、未組織者名簿の作成、未組織者からなる組合ファンクラブの結成、ブラック度チェックや何でも相談会の開催などを通して未組織者への働きかけを行っている、という話が出されました。

続いて組合の日常業務が執行委員など一部の人間に集中する傾向があることに対してどのように対処しているか議論しました。そこでは、分会の役員をその所属する分会員全員で毎年ローテーションを組んで回し、役員にならなかった分会員は役員のリレーに回って、一人に業務が集中しないようにしている。という事例が出されました。

最後にレクリエーション企画についての話となり、花見、暑気払い(ビアガーデン等)、スポーツ観戦、忘年会、旗開き、といったその時季に合った企画や、組合としてなにかしらの行動を行った後に親睦企画をする、青年部主催の親睦企画、社会見学企画などといった時節にこだわらない企画をやっていることが出されました。

第2分散会 労働組合運動と職場の経営問題

座長 小島秀也・吉田真平

第2分散会は、8地域15名の参加で「労働組合運動と職場の経営問題」について話し合いました。まずは自己紹介をかねて、それぞれの立場からテーマに沿った職場の様子や組合の問題意識を出し合いました。

この間の厳しい経営状況のなか、程度の差はあるものの、従来築いてきた職場の労使関係が切り崩され、一時金カットや賃上げゼロ、さらには賃下げや希望退職募集の提案すら出されている状況があり、こうした現実の困難に直面し、労働者としての要求を見失ってしまいそうな現状認識も出されました。

そうしたなか、組合としていかに団結し、雇用主側に経営努力を迫っていくかという点で、個々の生活実感や家族構成も異なるなか、仲間同士話し合いを重ねながら、足並みをそろえ、一致した要求にもとづきながら交渉をすすめることの重要性和同時にその難しさも様々出されました。

また、会計事務所の仲間からは、組合として経営者に対し、労働者の要求を一致させるためには事務所の財務状況を明らかにさせ、職場として今後の見通しや戦略を持たせていくことが必要であるとの意見も出されました。

このように、現状の厳しさを悲観するだけではなく、法律関連業種に働く仕事の誇りややりがいも含め、希望を持って働くにはどうしたらいいのかという点での問題意識が出され、事務所としての自己規律を高めながら、信頼される事務所づくりに対する工夫や努力、また、事務所にて相談を待つだけでなく、自らも雇用主とともに地域や関連団体に対するアンテナを張り、フットワーク軽く営業活動に足を踏み出している経験なども交流されました。

とくに、法会労が実践している個々の労働条件切り下げを組合全体として許さず、団結を勝ち取るための職場訪問等、従来の枠を越えた組合本部の役割を發揮し、本気度を示していこうとする経験や、雇用主との交渉に際しては、権利学習をしながら、段取りや進行の打合せを事前に行い、さらに交渉において全員発言を追求している活動は大いに学ぶべき点がありました。

やはり、日常的になんでも話し合えるような信頼関係や職場の雰囲気構築していくことが、いざ労働条件の改悪等の問題が表面化したとき、その団結が問われることになることから、お互いの要求や怒り、そして、つぶやきをくみ上げながら労働者として一致する点を粘り強く探り、力を合わせていく取り組みの重要性が語られました。

そして最後に、今回のこうした経験や努力に学びあいながら、引き続き各地で奮闘していくことを確認しあいました。

第3分散会 賃金、労働条件・環境や職場のさまざまな問題

座長 荒川拓朗・亀井清夏・松田龍治

第3分散会は16名の参加で行われました。まず、はじめに自己紹介と各職場の現状についての話を出し合いました。

業種を取り巻く厳しい情勢の中で、各地から共通して出された報告は一時金が減らされてきているということでした。今までは規定どおりの一時金だったものが半年前にはじめて減らされたという話もありました。また人員が減っても補充がなく、定昇以外の賃上げもないという声も多くありました。弁護士が減り収入が落ち込んだことで、希望退職を募られているという職場や給与の2割減を提案されているなど厳しい状況に立たされているという報告もありました。給与削減を提案されている職場では団交を7回重ね、意見書を13回出して現状何とか持ちこたえているという報告もされました。

多くの職場の現状は厳しい経営状態にあり、経営者との交渉の場面でどうしても経営者との力関係で押し切られてしまいがちになることから法会労が取り組んだ組合全体としての交渉、統一要求の経験の報告がありました。団体交渉というどうしても身構えてしまうが、組合として申入れということまでならできるといった話や、労働組合全体で行っていることを各職場の経営者に見せるだけでも少なからず効果が上がっているという報告がされました。

また、売り上げが少し上向いているという事務所では、以前はこれ以上売り上げが増えなくても良いという考えが事務所の弁護士にあったが、若手の弁護士の発言力が増す中でこれまで最低限の内容だった事務所のホームページの更新を頻繁にするようになり、世代の循環が事務所に良い影響を与えていることが挙げられました。また、ベテランの弁護士と若手の弁護士のマッチングを図ることは大事だが、ベテランの弁護士の売り上げが落ちている中で若手を補助しきれていない様に思うといった声もありました。これらは事務所の将来を見据えたことである、弁護士だけに任せておくのではなく私たちも含め事務所全体で考えていかないといけないという意見が出されました。

その後、弁護士間の売り上げの二極化が話題となりました。地域での活動や市の法律講座に頻繁に顔を出す弁護士や、特許など特殊な分野が強い弁護士は売り上げが良いという話がある一方で、相談をドタキャンしたりするので相談を入れにくいといった弁護士もいるという報告もありました。報告の中では労働者の厳しい現状を理解してくれていないのではといった、いらだちを感じる場面もありました。私たちの給料はどう頑張っても自分たちでは稼げないのだから、運営の仕方などある程度踏み出した意見を経営者側に出すことによって経営者や該当する弁護士に売り上げに対する意識を高めてもらう、経営者としての自覚を促すといったことが労働者としてできることだろうということや、弁護士間ではどうしても遠慮がでしてしまうので私たちが積極的に関わっていくことが必要だという意見が出されました。また、経営が厳しい時に入ってきた弁護士は組合の交渉の際などに私たちの要求を聞いているので売り上げの意識が高く感じるといった事例も紹介されました。その一方で活動に力を注がざるを得ない弁護士や子育て中であつたり、個々の事情を抱えている弁護士をどの様に事務所として支えていくのかという話の中で、大型事件の為に基金を作り行動費程度は出せるようにしているという事務所もありました。

要求をあげていく上での団結に話題が移り、大人数での職場では個々の事務局の考えていることが分かりにくい、意見を言う人と言わない人が分かれてしまうという特有の悩みが出されました。打開策の一つとして少人数のグループに分かれて話をすると本音の部分が聞きだせるのではという意見も出されました。

この様な私たちの職場の中での要求は一方では労働者としての職場外での制度要求にも繋がっています。国選や法テラスの単価基準の問題、社会保障改悪や派遣法改悪などに反対し、今

ある制度を良いものにしていくことが必要だという意見も出されています。職場内で経営者に私たちの要求を突きつける中で賃金・労働条件の改善を図ることはもちろん職場外での活動も上手く連動させて活動に取り組む必要性が確認されています。

第4分散会 税理士（会計）事務所交流会

座長 浅野洋輔

今回、久しぶりに会計事務所労働者による会計懇談会を開催しました。参加者は4名（東京1名、埼玉2名、名古屋1名）でしたが、会計事務所（税理士業界）が現在の状況、また、業界の将来について意見交換を行ないました。その中で、小規模の事務所が大手事務所に吸収される事例が増加していること、また頻繁に行われる税制の変更に伴う設備投資（会計ソフトの変更など）の負担が増加していることなどが話されました。

また、法律事務所に比べ、より実務的な問題に直面することとなるマイナンバー制度についても意見が交わされました。

少人数でしたが、かえって自由な意見交換が出来て有意義な場となりました。

* * * * * 第29期役員 * * * * *

総会で選出された役員は下記のとおりです。

役職	氏名	所属労組・役職	
議長	吉田 光範	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 副執行委員長	再
副議長	松田 龍治	全労連・全国一般埼玉地本 法律会計特許一般労組 埼玉支部長 (法律会計特許一般労組 執行委員)	再
事務局長	田辺 作次	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 執行委員	再
事務局次長	小島 秀也	千葉県法律関連労組 執行委員長	再
幹事	浅野 洋輔	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 副執行委員長	再
同	阿部 花織	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会 副分会長	再
同	山谷 和大	東海地域法律関連労組 執行委員	新
同	吉田 真平	全労連・全国一般京都地本 京都法律関連労組 書記長	再
同	荒川 拓朗	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 副執行委員長	再
同	亀井 清夏	奈良法律事務員労組 執行委員	再
同	岡田 勉	和歌山法律関連労組 執行委員	新
会計監査	大本 愛奈	千葉県法律関連労組 執行委員	再

幹事就任にあたって

この度、新たに全法労協幹事に就任いたしました、東海地域法律関連労働組合の山谷和大と申します。名古屋からは前々任の村井さん、前任の伊藤さんと素晴らしい諸先輩方がこの全法労協幹事という重責を担ってこられました。もとより浅学非才ではございますが、東海地域の法律関連職場で働く仲間の声を全国へ届け、また、全国の様々な労働者の声、行動、そして思いを東海地域の仲間へ伝えるべく、精一杯努力して参る所存でございます。何とぞ前任者同様、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

東海地域法律関連労働組合 山谷 和大

幹事就任のご挨拶

平成27年9月より、和歌山法律関連労働組合の幹事を務めさせていただくことになりました。岡田勉といいます。まだまだ未熟者ですがよろしくお願い致します。

私は、今まで法律とは無関係の仕事をしてきたためか、平成21年8月から始めて6年が経ち、まだまだ一人前といえる状態ではありませんが、就任した以上精一杯頑張っ、先輩方に追いつきたいと思っております。

幹事会へは出来るだけ参加しますので、わからないこともあると思いますが、今後共お願いします。

和歌山法律関連労働組合 岡田 勉

***** 第29回定期総会に参加して*****

法律事務所業界全体の業績の悪化とともに、私の働いている事務所でも業績が伸び悩んでいます。「ない袖は振れない」と、労働条件が悪化されていく中、ついに私の職場でも組合ができました。

私は以前名古屋で行われた全法労協の定期総会にオブザーバー参加して以来、2回目の参加です。前回とは異なる状況で聞く各地のご報告は、たいへん勉強になり強い刺激を受けました。

弁護士や事務員が多数いる事務所、弁護士と事務員が1対1あるいはそれに近い構成の小規模事務所。また、大都市で多くの組合員がいる地域と、地方で少数の組合員の地域ではそれぞれが抱える課題に異なる部分があること。互いの経験を交流することで学び、工夫し、実践していくことが大切なのだと感じました。

現在管理職を除く全ての事務職員が組合に入っていますが、組合内でもそれぞれの置かれている状況により温度差があるのは否めません。

経営状態が落ち込み、労働条件が切り下げられると業務に対する士気も下がってしまいます。組合として弁護士に対する労働条件改善のための交渉はもちろん重要ですが、「ない袖はふれない」というのも現実です。

弁護士と事務員が協力して事務所を発展させていくため、一部の人だけでなく全体でいかに努力と工夫できるかが、この困難を乗り越えるポイントなのだと感じています。

次回、みなさんとお会いできた時に良い報告ができるよう、頑張りたいです。

岐阜青年ユニオン・ぎふコラボ分会 玉井 智美

今回初めて定期総会に参加させて頂き、活動報告では、不当解雇に関する闘いに勝利したとの喜びの報告もあれば、今期ボーナスカットという厳しい報告、交渉が纏らず訴訟の場に移行したという報告もあり、それぞれ状況が異なるなかで生活を守るために一人一人が粘り強く、力を合わせ活動することが大切であると改めて感じました。

また、施設や役所関係者から相談を受けるために職員が挨拶に伺う、といった積極的な活動についてもお話を聞くことができました。

全国各地の取り組みを見聞きすることが出来大変勉強になりました。

ありがとうございます。

福岡法律関連労組久留米分会 樋之口 仁美

第29回定期総会 **戦争法案の廃案を求める決議を採択!!**

「戦争法案」(安保法制)の即時廃案を求める決議

1、安倍政権は、本年5月15日、新設の「国際平和支援法案」と自衛隊法・武力攻撃事態法・周辺事態法・国連PKO法など既存10法の現行法改定案を国会に提出した。

これらの法案は、憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の平和主義を根底から覆す「戦争法案」そのものである。

2、この「戦争法案」は、①自衛隊派兵の活動地域について、「周辺」の限定をはずして地球規模にする、②これまでの特別立法のように期限を限定せず、いつでも米軍やその同盟軍を支援できる体制にする、③集団的自衛権の行使を可能にする、④戦地での武器使用・武力行使の要件を緩和する、など、自衛隊がいつでも、どこでも、切れ目なく、アメリカのおこなう戦争に参加するためのものである。

まさに、この法案は、憲法9条が禁止する戦争・武力の行使を解禁するものであり、憲法9条を真っ向から踏みにじる違憲法案である。

3、国会論戦において安倍首相は、「戦争に巻き込まれることは絶対にない」「専守防衛は変わらない」などと強弁するが、「後方支援」が戦闘行為にあたることなど法案の危険性は次々と明らかになっている。

また、6月4日の衆議院憲法審査会において与野党推薦の憲法学者3人全員が「戦争法案」は「違憲」であると発言し、元内閣法制局長官や多くの憲法学者らが同様に「違憲」とする見解を表明するなど、同法案が憲法に違反するものであることは明白である。

4、世論調査でも、国民の多数は、「戦争法案」について「反対」の意思を示している。

6月に実施された時事通信の世論調査(5日～8日に実施)では、同法案について、今国会での成立に反対あるいは否定的な声が8割超にのぼり、「今国会で成立させるべきだ」は13.6%にとどまっている。朝日新聞の調査(6月23日付同紙面)でも、同法案について「賛成」29%に対し、「反対」は53%と過半数を占めている。

5、また、「戦争法案」廃案を求める国民の闘いは急速な広がりをみせている。

「平和といのちと人権を! 5. 3憲法集会実行委員会」主催の5月3日の中央憲法集会には3万人を超える人々が参加し、連日のように大規模な国会包囲行動が取り組まれ、全国各地でも様々な共同した行動が企画されるなど、「戦争法案」反対の声は列島を駆け巡っている。

6、しかし、安倍内閣は、「戦争法案」の成立に異常なまでの執念を持ち、戦後最長の95日間の会期延長をおこなってまで、今通常国会で同法案を成立させようとしている。

この安倍政権の暴挙は、戦後70年誰一人として戦死者を出さなかった平和の礎である憲法9条を蹂躪するだけでなく、立憲主義、民主主義そのものを破壊する行為である。それゆえ、今こそ主権者である国民が、「戦争する国づくり」を許さず、同法案を阻止するために、ここに結集した一人一人が総力をあげた本気のたたかいが求められている。

私たち全国法律関連労組連絡協議会は、平和主義、立憲主義、民主主義に反する「戦争法案」の即時廃案を求め、広範な人々とともに全力をあげて奮闘するものである。

上記、決議する

2015年7月19日

全国法律関連労組連絡協議会 第29回定期総会

「うみたまご&温泉に行こう 九州ブロ in 大分」

九州ブロック交流会 in 大分を2015年7月11-12日に開催致しました。大分県には事務員さんの組織がありません。宮崎県の事務員さんの紹介の、つてをたどって7年間。ラブコールを送り続けてようやく念願叶った記念すべき交流会です。

とにかく、初めての交流会でお互い知りたいことがいっぱい。有給休暇消化のこと、福利厚生のこと、終了事件記録の処理のしかた、相談室の声漏れ対策、電話の応対で困ったこと、等々具体的な意見交換が行われ、4時間があっという間に過ぎました。

「給与がさがるのも弁護士から言われて下がるのと、きちんと話し合い納得したうえで下がるのでは違う、という話が強く心に残りました。」「他の事務所の方々のお話を伺って、同じ悩みを抱えているのだなあとか、厳しい状況下でもみなさん一生懸命頑張っているのだなあとか共感する部分が多かったです。」「他の事務所との交流がなく、事務所内で先輩に聞きながら仕事をしていただけ、不安も感じていた。参加してよかった」「経営改善の努力は、事務員のスキルアップによっても可能性があることをきき、目の前が開ける思いがしました。」「各事務所の業務等の情報交換が、とても参考になりました。」「事務所がどう生き残るか、事務局がどうやって働き続けられるのか、よりシビアに考えないといけない時代に来たのだと思いました。」「容赦なく事務員の労働条件を引下げてくる事務所もあれば、事務員も参加して経営努力がされている事務所もある。また、弁護士の意地（我慢？）で労働条件が維持されている事務所も。弁護士との綱引きをしつつ、本当の相手は誰かも探らなければなりません。」～感想文集から抜粋～

宿泊先で温泉に入り、二日目は「大分マリンパレスうみたまご」に出かけた福岡組。「宿泊を兼ねたレクリエーション等、子連れで参加できるのが大変魅力的」という感想をいただき、嬉しい限りです。楽しい九ブロ交流会の次回開催地は佐賀県に決定！次回もたくさんの九州の事務員さんと情報交換して、元気になりたいと思っています。

福岡法律関連労働組合 法全連部部長 藤岡恵美子

